新潟県選挙管理委員会規程第２号

公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成26年３月28日

新潟県選挙管理委員会

委員長　　長津　光三郎

公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程

公職選挙法等執行規程（平成７年新潟県選挙管理委員会規程第２号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

<table>
<tr><th>改　　正　　後</th><th>改　　正　　前</th></tr>
<tr><td>
別表第２（老人ホーム）
<table>
<tr><th>市区町村名</th><th>老人ホーム の 名 称</th><th>所　　在　　地</th></tr>
<tr><td colspan="3">（略）</td></tr>
<tr><td>上越市</td><td>（略）
特別養護老人ホーム
あいれふ安塚
<u>介護付有料老人ホーム　きららふれあいの杜上越</u></td><td>（略）
上越市安塚区安塚2209番地３
<u>上越市頸城区西福島944番地１</u></td></tr>
<tr><td colspan="3">（略）</td></tr>
</table>
</td><td>
別表第２（老人ホーム）
<table>
<tr><th>市区町村名</th><th>老人ホーム の 名 称</th><th>所　　在　　地</th></tr>
<tr><td colspan="3">（略）</td></tr>
<tr><td>上越市</td><td>（略）
特別養護老人ホーム
あいれふ安塚</td><td>（略）
上越市安塚区安塚2209番地３</td></tr>
<tr><td colspan="3">（略）</td></tr>
</table>
</td></tr>
</table>

附　則

この規程は、公布の日から施行する。